

法人のまはり

No. 14
広報 2018



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
平成30年度事業のご案内	
税に関する研修会	2
年末調整説明会・消費税軽減税率制度等説明会	3
経営者・社員向け研修会	4
社会貢献活動〈税を考える週間講演会〉	5
今治歴史散歩	6～7
税務署からのお知らせ	8～13
愛媛県からのお知らせ	14～15
今治市からのお知らせ	16～17

■表紙の写真

第10回

四国・今治地方観光写真コンテスト入賞作品

一席：「人馬一体」

撮 影 者 中 川 雄 喜

撮 影 地 加茂神社（菊間）

写真提供 公益社団法人 今治地方観光協会

法人 いまばり 広報第14号（秋号）

平成30年10月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印 刷 株式会社ハラプレックス

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

今治法人会は平成25年4月1日に新法による
公益社団法人となり、本年度は6年目を迎えました。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事業所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、80万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会連合会からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

平成30年3月末の会員数は1519社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1. 公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2. 共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう！

平成30年度後期の予定です

(順次ホームページでお知らせします <http://www.dokidoki.ne.jp/home2/corpoima/>)

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

講師は今治税務署法人課税部門担当官の方です。

本年度の開催日予定 H30年 8月2日(木) 終了／11月1日(木)
H31年 2月6日(水)
2019年 6月頃予定



無料

平成30年度

重要なお知らせ

法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算時の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。聴講は無料です。是非ご出席ください。
◎当日は経営や税務に関する、有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0042 今治市旭町2-3-20
今治商工会館3階

- 会場 今治商工会館 3F 研修室
- 講師 今治税務署担当官
- 開催時間 各日 13:30～14:00 (1時間半程度)
- 研修内容
 - ・ 第1部 (13:30～14:00) 消費税の軽減税率制度等の説明
 - ・ 第2部 (14:00～15:00) 会社の決算・申告の実務研修会 (法人税・消費税・印紙税ほか)
- 問合せ 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191

クローズアップ
①決算期に合わない。いずれの期
間でも出席可能といたしております。
②終了後、研修内容に関する質疑応
答の時間を設けております。
③一般の方、個人事業主の方でも、
聴講できます。

開催日程		対象決算期
H30. 8. 2 (木)		7月・8月・9月
11. 1 (木)		10月・11月・12月
H31. 2. 6 (水)		1月・2月・3月
2019年6月頃予定		4月・5月・6月



研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
日程の変更がある場合は、一ヶ月前までにホームページにてお知らせいたします。
そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご活用下さい。

<http://www.dokidoki.ne.jp/home2/corpoima/>

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉 1月

大きく改正があったり、問い合わせが多い税に関する項目について税務署の方に説明していただく研修会です。



平成29年度は

青年部会：今治税務署長をお招きして
「お酒について」

女性部会：今治税務署長をお招きして
「100の指標」

無料

〈新設法人研修会〉 2月

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)

無料

*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

～今治税務署からのお知らせ～

年末調整説明会・消費税軽減税率制度等説明会

開催日	開催時間		開催会場
	年末調整説明会	消費税軽減税率制度等説明会	
平成30年11月1日(木)		13:30～14:00	今治商工会館 3階研修室
平成30年11月12日(月)	9:30～11:30 13:30～15:30	11:30～12:00 15:30～16:00	今治市中央公民館 大ホール
平成30年11月13日(火)	13:30～15:30	15:30～16:00	大西公民館 大会議室
平成30年11月15日(木)	13:30～15:30	15:30～16:00	伯方開発総合センター 大会議室
平成30年11月20日(火)	13:00～15:00	15:00～15:30	せとうち交流館 多目的ホール
平成31年2月6日(水)		13:30～14:00	今治商工会館 3階研修室

経営者・実務担当者の皆さん！！

本年度も「**今治法人会の年末調整説明会**」を開催いたします。

年末調整の作成中の疑問・質問…まとめて解決のお手伝いをします。

(内容は11月の公民館等での説明会とほぼ同じです。)

日 時 平成30年11月29日(木) 10:30～11:30
場 所 今治商工会館 3階研修室 (今治市旭町2-3-20)
講 師 今治税務署担当官
定 員 50名

お問い合わせ

公益社団法人今治法人会 (TEL 0898-31-8191)

無料



自己啓発をしましょう！

セミナーのご案内です（順次ホームページでお知らせします <http://www.dokidoki.ne.jp/home2/corpoima/>）

【中小企業会計啓発・普及セミナー】「企業の経営力強化を目指す会計」中小企業の経営者、財務・経理担当者向けのセミナーです。社員研修にもお役立てください。



企業の経営力強化を目指す会計

日 時 11月29日（木） 13：30～16：30
場 所 今治商工会館 3階研修室（今治市旭町2-3-20）
講 師 税理士 山内 実 氏
定 員 30名

（受講料／会員：無料 非会員：無料）

【経理担当者養成講座】経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識をわかりやすく解説していただきます。



経理（実務）担当者のための1日でマスター日常会計

日 時 11月27日（火） 13：30～16：30
場 所 今治商工会館 3階研修室（今治市旭町2-3-20）
講 師 税理士 白石 隆志 氏
定 員 30名（先着順）

（受講料／会員：無料 非会員：¥8,000）

【IT研修会】実際に機器を操作して基本から研修します。



平成31年度
実施予定

（受講料／会員：無料 非会員：無料）

【パソコン講座】パソコン初心者の方向けの入門講座です。



平成31年度
実施予定

（受講料／会 員：¥1,000+テキスト代¥1,200
非会員：¥8,000+テキスト代¥1,200）

*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

*お問い合わせ 公益社団法人今治法人会（TEL 0898-31-8191）

今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご活用下さい。

7月配布済

「わかりやすい！

会社の決算・申告の実務」

決算調整と申告実務の手引き



今治法人会事務局に若干在庫あります。

これからの配布予定

10月「源泉所得税 実務のポイント」

源泉徴収の仕組みや実務上よくある項目の解説

1月「会社役員のための確定申告」

会社役員の確定申告や会社・役員間取引と税金
についての解説

「税を考える週間」講演会のご案内

今治法人会設立 60 周年記念講演会（社会貢献事業）

日 時 平成30年**11月13日(火)**

15:00～17:00（開場14:30）

会 場 **今治国際ホテル 2階・クリスタルホール**
（今治市旭町2-3-4）

⑨ 駐車券は配布いたしません。駐車場は各自で手配下さい。

第1部 基調講演

テーマ「**税について考えてみよう**」

講 師／今治税務署長 **宮西 敏之 氏**

第2部 記念講演

人工
知能

AIと脳の未来



新・情報7days
ニュースキャスター出演中

大脳生理学、特に海馬の研究が専門

講
師

脳研究者・東京大学薬学部 教授

池谷裕二 氏



申込方法

10月22日(月)午前9時より下記にて整理券を配布します。
応募者多数の場合は先着順にて締め切らせていただきます。

**入場
無料**

入場整理券が必要です。電話での予約は致しません。

◆公益社団法人今治法人会 今治市旭町 2-3-20 今治商工会館 3階 (0898)31-8191
◆今治商工会議所 今治市旭町 2-3-20 今治商工会館 1階 (0898)23-3939

主催



公益社団法人今治法人会



今治間税会

今治歴史散歩

大 成 経 凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第24回は、^{たかばた}高機の考案者で知られる^{きく や しんすけ}菊屋新助（1773～1835）の業績を紹介し、彼が生きた江戸後期の伊予綿業界と、伊予^{かすり}絣先哲として輝いた近代を歴史散歩したいと思います。

第24回 機業家・菊屋新助の足跡を訪ねて

●綿替木綿制を支えた高機

わが国で綿花栽培が盛んとなるのは江戸時代以降で、それと連動して人々の日常着が麻から木綿へと大きく変化します。今治地方では、越智郡島方を中心に綿花栽培が盛んとなり、岩城島では恩恵にあずかる人々によって、祥雲寺に綿地藏が建立されるほどでした。

今治城下では、江戸後期になると有力商人による^{わたがえ も めんせい}綿替木綿制、^{しろ も めん}で白木綿の生産が盛んとなります。この生産方式は、綿と織機を農家の女性らに貸し与え、できた木綿と賃金を交換するというものでした。このとき貸し与えた織機を^{たかばた}高機、といい、腰掛け作業で従来の地機（脚のない布織機）の2倍以上の高率が生まれ、高度な紋様の織り出しを可能としました。伊予におけるこの考案者こそが菊屋新助でした。

ただ、新助は今治藩領出身ではなく、安永2（1773）年に松山藩領野間郡小部村（今治市波方町小部）の農民・伝九郎の子に生まれます。子孫の菊川琢哉氏によると、庄屋に次ぐ組頭の地位であったようです。商才に長けた新助は、文化年間に松山城下の^{まさき}松前町（松山市松前町）へ移住し、木綿商を営むようになります。姓が菊川であったことで、屋号は「菊屋」を称することにしました。

●伊予絣の発展に大きく貢献

商売は順調に推移したようで、文化11（1814）年には郷里小部の神社「崇徳院金毘羅大権現」へ石段を寄付しています。新助が扱った商品は^{ゆう き}伊予結城、と呼ばれる^{しま}縞木綿で、伊予縞、とも称しました。これは、栃木県結城地方を主産地とする高級綿織物「結城縞」を模したもので、先染めした二色の綿糸を織り上げて縞模様としました。これに対して、今治領特産の木綿は無着色の白木綿でした。新助は、生産性をあげようと織機の改良に取り組みます。京都西陣から絹織物用の^{はなばた}花機1台を取り寄せ、改良を重ねて綿織物用の菊屋式高機を考案したのです。

この高機を松山城下本町の高木屋藤吉と連携し、普及さ



伊予絣創始頌功碑（松山市道後公園）
※菊屋新助と鍵谷カナの功績を称える

せることで、文政元（1818）年に900反^{たん}余りだった菊屋取扱いの伊予縞は、同4（1821）年には3,600反余りへと増加します。このうち領外売りが1,500反余りに及び、販路拡大のため京阪・尾張・九州など各地へ出張し、声価を高めて松山領の特産物へと発展させます。藩主松平定通^{さだみち}も、国産奨励の立場から保護金を与えて、新助らの事業を支援したようです。



高機を使った製織作業（松山市久万ノ台／伊予かすり会館）

●伝説として機業界に生きる

天保6（1835）年、新助は享年63歳で亡くなり、城下木屋^{きや}町の円福寺に葬られます（墓は県指定記念物）。その遺志は、温泉郡垣生村今出出身（松山市西垣生町）の農婦・鍵谷カナ^{かぎや}（1782～1864）が、高機で縞模様の伊予縞を製織することで継承され、これが伊予縞発展の礎となるのです。

縞は、先染めした綿糸を使うのは縞木綿と同じですが、柄を入れる部分は染める前に（別の糸でくくるなどの）防染の処理を施し、その糸を使って織るため、手間のかかるものでした。しかし、その手間が付加価値を生んで、明治後期から生産量が飛躍的に増え、久留米・備後と並んで「日本三大縞」と称されます。大正12（1923）年には、史上最高の年産270万反を記録しました。

伊予縞の発展にともない、業界はカナと新助をその先哲として顕彰するようになります。明治16（1883）年の関西連合府県共進会と同32（1899）年の第1回愛媛県重要物産共進会で新助は追賞を受け、子孫に賞状と賞金が下賜されました。共進会は、産業振興を図るための展覧会や品評会で、故人に対しても賞が贈られています。また、伊予縞が隆盛をきわめた大正6（1917）年には、伊予織物同業組合が二人を称える「伊予縞創始^{しょうこう}頌功碑」を建立し、題字は大蔵大臣・勝田主計^{しょうだかずえ}（松山市出身）が揮毫しています。

伊予縞は戦後に衰退の一途をたどり、昭和55（1980）年に愛媛県の伝統的特産品産業に指定されます。カナの顕彰活動は、今でも松山市内でよく目にしますが、新助のそれは松山・今治両市で見られません。彼は、今治特産の白木綿を支えた功労者でもあるのです。子孫は現在、今治市内で自動車整備工場を営み、今治タオル製の布ナプキンの製造・販売にも取り組むなど、綿業とのかかわりを継承しています。



菊屋新助寄進の石段
（今治市波方町小部／崇徳院金毘羅大権現）



伊予織物同業組合からの感謝状
（昭和11年／株キクガワ自動車所蔵）

／ 国税の納付は、／

簡単・便利

ダイレクト納付

をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続きが行えます！
⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です。

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です。
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！

ダイレクト納付を利用するには



ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある
利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。



利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」（P3）にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

（注）電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



ATM で電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、荘内銀行、七十七銀行、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成29年9月末現在）

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。

詳しくは e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。



e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

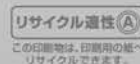
イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



平成29年12月

平成31年(2019年)10月～

消費税の軽減税率制度が実施されます！

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

区分経理による請求書等の記載

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)が必要です。

総勘定元帳(仕入れ) (株)〇〇				
月	日	摘要	借方	貸方
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11	2	(株)△△ 食料品※	21,600	

※は、軽減税率対象品目

総勘定元帳(売上げ) (株)△△				
月	日	摘要	借方	貸方
11	2	(株)〇〇 雑貨		22,000
11	2	(株)〇〇 食料品※		21,600

※は、軽減税率対象品目

請求書	
(株)〇〇御中	
平成××年11月2日	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
.....	
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は、軽減税率対象品目 (株)△△	

軽減税率対象品目を記号「※」や「☆」等で明らかにしておく必要があります。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- ☐ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- ☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- ☐ 会計システム等の導入・改修・入替え
- ☐ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- ☐ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- ☐ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- ☐ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- ☐ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- ☐ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- ☐ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- ☐ 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- ☐ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

Q 検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



来年の確定申告に関するお知らせ

税務署で申告書の作成・相談を希望される方へ…

確定申告会場の開設期間は、

平成31年 **2月18日**(月) から

平成31年 **3月15日**(金) までです(閉庁日を除く)。

- ※ 2月17日以前は確定申告会場を開設しておりません!!
- ※ 会場開設当初と申告期限間際は混雑することが予想されます。

相談受付時間は、 **16時** まで です。

- ※ 混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続きが (2019 年) より便利になります

①



今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな…来年も税務署に行くのが大変だなあ

②

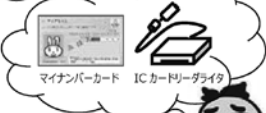
マイナンバーカード方式！



マイナンバーカードと IC カードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ！

ええ そうなんだ！

③



でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、IC カードリーダライタも持ってないよ どうしよう…

④

ID・パスワード方式！



そういう方でも大丈夫！税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ！

知らなかったよ！

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の 2 つ！



- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダライタ



- ・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・既に e-Tax の ID（利用者識別番号）を取得している方も e-Tax の ID・パスワード（暗証番号）が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

用意するものは、次の 2 つ！

ID・パスワード方式に対応した



- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）

- ・ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

平成 31 年(2019 年) 1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます



災害による県税の減免等のご案内



平成30年7月豪雨により被災された方に心よりお見舞い申し上げます。愛媛県では被災された場合の県税特例措置として【減免】【申告等の期限延長】【徴収の猶予】の制度があります。

【減 免】

申請により、県税の一部または全部が減免される場合があります。

申請書は各地方局・支局の県税窓口にて入手できるほか、愛媛県庁HPでもダウンロードできます。

税目	減免の対象	減免の要件	必要書類
個人事業税	被災した日の属する年度に課税された個人事業税	事業用資産に1/2以上の損害（※）があり、被災した年の前年分の事業所得が1千万円以下の場合 【一部 または全額免除】	①個人事業税減免申請書 ②り災証明書 ③事業用資産またはそれ以外の資産（住宅・家財など）の価格を証明する書類 ④保険金等により補てんされる金額を証明する書類
		事業用資産以外の資産に1/2以上の損害（※）があり、被災した年の前年分の事業所得が1千万円以下の場合 【一部 または全額免除】	
不動産取得税	被災した不動産に係る不動産取得税	取得後6か月以内に被災した不動産であり、被災した部分の面積が全体面積の1/2以上の場合 【全額免除】	①不動産取得税減免申請書 ②不動産取得申告書 ③り災証明書 ④取得した不動産の登記に係る全部事項証明書 ⑤被災した不動産の被災年の固定資産評価額が分かる書類の写し ※代替不動産を取得した場合は契約書の写し等
	被災した不動産に代わる不動産の取得に係る不動産取得税	被災した日から3年以内に代わりの不動産を取得した場合 【一部 または全額免除】	
自動車税	被災により運行不能となった自動車に係る自動車税	被災による修理費（※）が自動車税の年額に相当する額を超える場合 【税額の1/2に相当する額を減額】 ※被災日以後、最初に納期限の到来する年度の自動車税	①自動車税災害減免申請書 ②自動車検査証の写し等 ③被災の事実を証する書類 ④修理費の明細が確認できる見積書類等 ⑤任意保険の保険証の写し ⑥保険金等の補てん費の額が確認できる書類
		全損等により廃車する場合 【被災日の翌月以降の税額を月割で減額】 ※抹消登録が遅延等した場合は最寄りの地方局・支局までご相談ください。	
自動車取得税	被災した自動車（被災車）に係る自動車取得税	取得した自動車とその取得後2月以内に被災により滅失・損壊した場合 【全額免除】	①自動車取得税災害減免申請書 ②自動車取得税申告書（被災車・代替車） ③被災の事実を証する書類 ④被災車が永久抹消されたことを確認できる書類（登録事項等証明書等）
	被災した自動車に代わる自動車（代替車）の取得に係る自動車取得税	被災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車をその災害のやんだ日以後6月以内に取得した場合。 【全額免除】	

（※）損害額及び修理費は、保険金等で補てんされる額を除きます。



【申告等の期限延長】

申告・納付等の期限延長を希望される場合は・・・

➡ 「期限延長申請書」等を東予地方局に提出することで県税の申告・納付等の期限が延長される場合があります。

対象となる方

今治市、上島町に住所又は主たる事務所・事業所のある方（法人を含む）のうち、被害に遭われた方

期限延長の対象となる税目

自動車取得税、自動車取得時に納付する自動車税及び狩猟税の3つ以外の税目

【徴収の猶予】

被災により県税を一時に納税することができない場合は・・・

➡ 申請により1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

申請の手続き

提出する書類

- ・徴収の猶予申請書
- ・財産収支状況書
- ・担保の提供に関する書類（※）
- ・災害などの事実を証する書類（罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など）

（※）猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要がありますが、猶予を受ける金額や期間、被災の状況によっては担保の提供が不要になる場合があります。詳しくは所管の地方局・支局にお問い合わせください。

申請の期限

申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

猶予期間

申請により1年以内（事情があるときは申請により最長2年）

猶予を受けた県税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

【減免】【申告等の期限延長】に関するお問い合わせ先

東予地方局課税課 電話 0897-56-1300（代）

※自動車取得税の減免については 中予地方局課税課自動車取得税グループ 電話 089-957-6621（直）

【徴収の猶予】に関するお問い合わせ先

今治支局税務室納税グループ 電話 0898-23-2500（代）



医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設について

健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取り組み（※１）を行った人が本人及び生計を一にする配偶者やその他の親族のためにスイッチ OTC 医薬品（※２）を購入した場合、その年中の購入金額の合計額（保険金などで補填される金額は除きます。）が12,000円を超える場合、その超えた金額（最高限度額88,000円）について所得控除を受けることができるようになりました。

※１ 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、がん検診など

※２ 療養の給付として支給される薬剤との代価替性が特に高い医薬品（特定一般医薬品等）

【注意】なお、この特例の適用を受ける場合はこれまでの医療費控除の適用を受けることはできません。

医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）申告時の添付書類の変更について

医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）の適用を受ける場合、現行の医療費や医薬品購入費の領収書の掲示から医療費または医薬品購入の明細書が必要になります。

年 分	平成29年度分まで	平成30年度分～（※1）
方 法	添付又は提示	添 付
書類等	医療費の領収書	医療費の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書
		医療費通知（※2）
		（セルフメディケーション税制を適用する場合） 一定の取り組みを明らかにする書類（提示も可）

※１ 平成32年度の住民税課税分までは経過措置により、これまでどおり医療費の領収書の添付又は提示でも控除の適用を受けることができます。

※２ 国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律等に規定する次の①～⑥の事項が記載されたものです。

- ①被保険者等（又はその被扶養者等）の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた方の氏名
④療養を受けた病院・薬局などの名称 ⑤被保険者等又はその被扶養者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

（注１）なお、領収書は、税務署等から提示又は提出を求められる場合があるため、申告期限から5年間保存する必要があります。

（注２）「医療費の明細書」については右記のとおり、「医療を受けた方の氏名」や「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記載することができます。

医療を受けた方	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費の額
今治 太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	50,000円
今治 太郎	△△薬局	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入	10,000円



給与支払報告書の eLTAX 等による提出義務について

① eLTAX（エルタックス）による提出

給与支払報告書又は公的年金支払報告書については、基準年（前々年）における給与又は公的年金等の源泉徴収票の税務署への提出枚数が1,000枚以上であるときは、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務化されています。なお、2021年1月1日以降の提出分は、提出枚数が100枚以上に変更になる予定です。

便利な eLTAX を是非ご利用ください。

（問合先） eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459

ホームページ <http://www/eltax.jp/>

② 光ディスクなどによる提出

今治市では、FD、MO、CD-R、DVD-R 等による給与支払報告書の提出に対応しています。

ご希望の場合は、関係書類をお送りしますのでご連絡ください。

（連絡先）今治市役所 企画財政部 市民税課 市民税係 電話 0898-36-1510（直通）

2019年10月1日から地方税共通納税システムが稼働します。

個人住民税（特別徴収）などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能になります。

すべての地方公共団体へインターネットバンキングやダイレクト納付により納税が可能となる仕組みです。

対象税目 ・ 個人住民税 ・ 法人市町村民税 ・ 法人都道府県民税
・ 法人事業税 ・ 地方法人特別税など



地域のイベントに積極的に 参加しましょう!!

第41回今治タオルフェア

10月20日(土)・21日(日)

場 所 テクスポート今治

問合せ先 今治タオル工業組合

TEL(0898)32-7000

かわら館フェスタ2018

～バラ&ゆめロード～

10月27日(土)

場 所 瓦のふるさと公園かわら館

問合せ先 瓦のふるさと公園かわら館

TEL(0898)54-5755

菊間祭り (お供馬の走り込み)

10月21日(日)

場 所 加茂神社

問合せ先 今治市菊間支所

TEL(0898)54-3450

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会 サイクリングしまなみ2018

10月28日(日)

場 所 瀬戸内しまなみ海道沿線

問合せ先 サイクリングしまなみ2018実行委員会 今治現地本部

TEL(0898)23-2870

第5回ツール・ド・玉川

11月11日(日)

場 所 玉川総合公園運動場ほか

問合せ先 (公社)今治地方観光協会

TEL(0898)22-0909

第6回今治タオルリレー マラソン大会

11月25日(日)

場 所 今治市営補助グラウンド

問合せ先 今治市役所スポーツ振興課

TEL(0898)36-1604

潮流体験

通年 休日(月曜日・月曜日が休日の
場合は翌日)、年末年始

場 所 宮窪町・能島周辺

問合せ先 物産館兼魚食レストラン

「能島水軍」

TEL(0897)86-3323

えびすぎれ

平成31年2月(予定)

場 所 今治商店街

問合せ先 今治商店街協同組合

TEL(0898)32-0122

急流観潮船

通年 休日1月1日(12月～
2月は団体予約のみ)

場 所 来島海峡周辺

問合せ先 よしうみいきいき館

TEL(0897)84-3710

株式会社しまなみ

TEL(0898)25-7338



どれき
楽しそうやわ!